



砂原公園内自治会館

地域づくり

都市公園区域内にある自治会館の建て替えは

小林 友明

(新政策研究会)

問 本市には、6箇所の都市公園区域内に、地域自治会が自治会館として使用している建物があり、これらは設置後34年から43年が経過しており、建物が著しく老朽化している状態が見てとれる。

都市公園法の規定では、都市公園区域内にある自治会館の建て替えは不可となっているが、自治会館を公園区域から除外するなどの具体的な対応策を講じて、関係自治会の市民に明確に示す必要がある。市役所庁舎の敷地を公園か

ら除外した事例もあることから、同様の手順で自治会館の建て替えを可能にすべきではないかと考えるがどうか。

答 自治会館を公園区域から除外する場合は、地域内で代替地を確保する必要がある。また、自治会館は地域コミュニティを推進する上で重要な施設であると認識している。

従って、公園内の自治会館の建て替えについては、関係法令に照らすとともに、これまでの経緯や地域自治会の利用状況を考慮して、市民の立場に立つて研究していきたい。

問 6箇所の都市公園のうち、砂原公園、第2砂原北公園、菊野台ぞうさん公園の3箇所は、民間事業者による宅地開発に伴って本市に寄附された公園用地で、その中に都市公園法の規定では、建設不可の自治会館が設置されている。

開発行為の事前協議で集会所として建てた建物を公園用地と併せて受けた、とのことだが、自治会館の敷地を区域除外するなどして、市民が望む自治会館の建て替えができるようにすべきではないか。

答 区域除外については、都

市公園法があるからできないと言うことではなく、県とも具体的に確認しながら公平性にも十分配慮し、先送りではなく市民の立場で実際の方法を研究していきたい。

〔その他主な質問〕

○交流人口増加の施策

介護事業 介護保険事業の見直し 特養ホーム等の 整備計画は 栗原 二郎 (日本共産党)

問 これまで、要支援1・2の判定を受け、ヘルパーの訪問介護や、デイサービスを受けていたのに、そのサービスが介護保険から外され、特養ホームの入所者を要介護3以上にすると改悪がなされるが、市長の見解は。

答 要支援の認定を受けている方の訪問介護、通所介護については、段階的に地域支援事業に移すとしているが、地域支援事業も介護保険制度の中でのサービスであり、財源構成も現在と変わらない。特別養護老人ホーム入所者を要介護3以上に限定するこ

とについては、やむを得ない事情があると認められた場合には、特例として入所させることができるとしており、引き続き国の動向を注視し、情報把握に努める。

問 早い段階で特養ホーム等の整備計画を考えていると言ったことだが、その後、どのように進んでいるか。

答 特別養護老人ホームの新設については、市内の事業者が平成28年4月の開設を目指し、県や市との協議を図りながら進めている。

問 要支援1・2でデイサービスを受けていたが、サービスの実施とすることが、どのように考えているのか。

答 要支援1・2のサービスが、行田市の地域支援事業となるが、地域支援事業も介護事業の一環なので、同様の訪問介護、通所サービスは受けられると考えている。

●行田市自然環境調査

問 自然環境を守るため、過去や今後の調査の継続、データの蓄積とその活用について。

答 平成19年度の調査地点、項目を引き継いで実施し、平成24年度調査では、動植物26

種を確認しており、自然が維持できていると認識している。市民団体と行政の協働による事業展開の重要性を認識しており、今後も、緊密に連携を図っていきたい。

行政 小・中学校 体力向上の 取組みについて 柿沼 貴志 (新政策研究会)

問 市内8校の中学校において部活動(運動部)の選択肢が学校によって3から8種目と大きな違いがある。

中学校の部活動は、成長期の児童生徒にとつて心も身体も成長するために、非常に重要な役割がある。学校によって選択肢が限られている事は在学中の児童生徒にとつて可能性の幅を狭める結果になっていると考える。

埼玉県中体連でも認めている近隣学校との合同練習や合同チームの結成などを早期に取り入れるべきではないか。

答 学校や保護者の要望に耳を傾けながら、今後も各学校の置かれた状況を踏まえ各課